

第3期 横浜市耐震改修促進計画（素案）について 市民の皆様のご意見を募集します！

本計画は、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）で建築された建築物の倒壊等による被害から市民の生命及び財産を保護することを目的に策定しています。第2期計画が最終年度を迎えたため、新たに策定する第3期計画の素案について、市民の皆様のご意見を募集します。

計画の概要

(1) 計画期間

令和4年度から令和7年度までの4年間

(2) 主な改定内容

- ・建物用途ごとに耐震化の目標を定めました。
- ・減災対策として、木造戸建て住宅における防災ベッド等の設置件数の目標を定めました。
- ・危険なブロック塀等の対策として、改善数の目標を定めました。

耐震化の目標	住宅の耐震化率		耐震診断義務付け対象	
	戸建て住宅	共同住宅	多数の者が利用する建築物	重要道路沿道の建築物
	95%	92%	97%	耐震化率 95% 通行障害解消率 92%
減災の目標	防災ベッド等の設置 100件		ブロック塀等の改善目標	800件

意見募集の概要

【募集期間】 令和4年1月7日（金）から令和4年2月7日（月）まで ※必着

【提出方法】 ①郵送又は持参：〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50-10 横浜市建築局建築防災課 耐震担当

②電子メール：kc-taisokuiken@city.yokohama.jp

③FAX：045-663-3255

④電子申請・届出サービス



URL：<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/form.do?acs=daisannkitaisokuiken>

【素案冊子閲覧場所及び概要版の配架場所】

素案冊子は、区役所広報相談係、市民情報センター及び建築局建築防災課で閲覧できます。

概要版は、区役所広報相談係、市民情報センター及び建築局建築防災課で配布しています。

素案冊子及び概要版は、横浜市のホームページでもご覧いただけます。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/taishin/daisannkitaisokuiken.html>



今後の予定

令和4年3月 市民意見募集の結果公表

令和4年3月末 計画の策定、公表

お問合せ先

建築局建築防災課長 川手 光太 Tel 045-671-3592

第3期 横浜市耐震改修促進計画（素案）【概要版】

横浜市耐震改修促進計画は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」および同法により国が定める基本方針等に基づいて策定するものです。これまで、平成28年度から令和3年度を第2期計画期間として運用してきましたが、今般、国の基本方針が改定されたことを踏まえ、令和4年度から7年度を第3期計画期間として改定します。

1. 耐震化の現状と課題

(1) 第2期計画の目標と実績について（令和3年3月時点）

	住宅 (耐震化率)	多数の者が利用する民間建築物 ^{※1} (耐震化率)
目標	95%	95%
実績	約93%	約87%

※1：病院、店舗等の多数の者が利用する用途で一定規模以上の建物。

(2) 耐震化を取り巻く状況と課題

- 住宅や建築物の耐震化は着実に進み、市内の住宅や建築物の多くは建替えを含め既に耐震化済み。
- 平成23年の東日本大震災後、地震発生切迫性はますます高まっており、更なる耐震化が必須。
- 耐震化に係る費用負担のほか建物用途ごとに課題があり、従来の取組だけでは大幅な進捗は難しい状況。

建物用途	主な課題
①戸建て住宅	・築40年以上経過し建替え期が到来した木造住宅の建替え促進 ・所有者の高齢化による耐震化意欲の減退
②共同住宅	・区分所有者間の合意形成
③多数の者が利用する建築物	・病院経営など施設特有の課題を踏まえた耐震化の働きかけが必要
④重要道路沿道の建築物 ^{※2}	・テナントとの調整

※2：災害時の緊急交通路指定想定路線等の重要道路沿道で一定高さ以上の建築物。

- 平成30年の大阪府北部地震を踏まえ、倒壊の危険性があるブロック塀等についても改善への取組が重要。
- 建築物の脱炭素・省エネルギー化やバリアフリー化の促進など社会的課題への対策と連携した取組が必要。

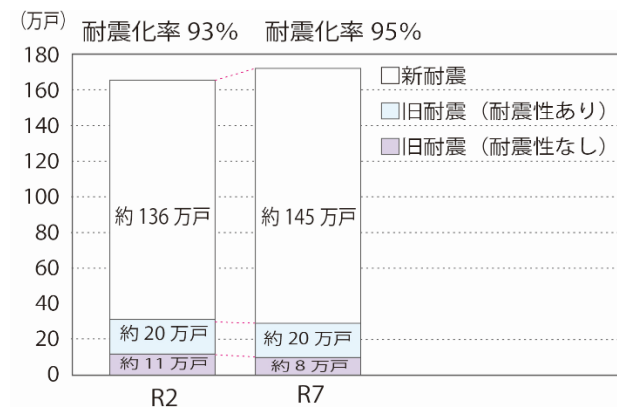
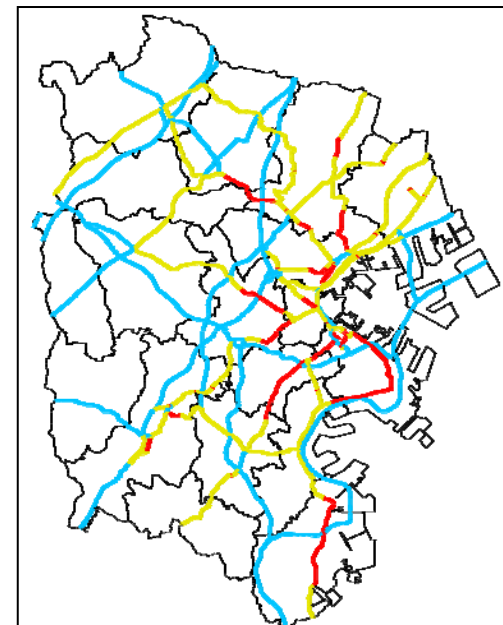


図1 住宅の耐震化の状況（概数）



～路線の凡例～
 青：耐震性が確保されており、全幅通行可能路線
 黄：対象建築物が倒壊しても、1車線通行可能路線
 赤：対象建築物の倒壊により、通行不可能路線

図2 大地震時に想定される建物倒壊による通行障害の状況（特に重要な道路）

2. 取組の方向性

地震災害から人命を守ることを最優先に、引き続き従来の施策に取り組むとともに、建物用途や所有者の事情に配慮した取組を進めます。

(1) 建築物

①戸建て住宅

- 更なる建替えを促進するほか、耐震化等の対策が困難な所有者に対する防災ベッド・耐震シェルター等の設置の取組を強化します。
- 福祉と連携した働きかけや部分的な改修等の減災対策についても検討します。

②共同住宅

- 専門家派遣を通じて、耐震化のコストや工法など建物ごとに適切に情報提供します。
- 住宅政策と引き続き連携し、円滑な管理組合の合意形成を支援します。
- 耐震診断が義務付けられている共同住宅の除却費用の補助制度を検討します。

③多数の者が利用する建築物

- 「大規模で耐震化の効果が大きい耐震診断が義務付けられている建築物」の耐震化に優先的に取り組みます。
- 災害時の重要拠点となる病院については、専門家と連携して相談体制を拡充し耐震化を促します。

④重要道路沿道の建築物

- 「特に重要な道路沿道の耐震診断が義務付けられている建築物」の耐震化に優先的に取り組みます。また、発災後の迅速な避難や物資輸送等の機能に着目した本市独自の指標（通行障害解消率）により進捗を管理するとともに、効果の高い立地について重点的に耐震化を働きかけます。
- 改修中のテナント対応への支援策を検討します。

(2) ブロック塀等

- 全市における地震時に倒壊のおそれがあるブロック塀等について、市民ニーズやこれまでの実績を踏まえ、助成事業の延長や内容の拡充などを検討します。なお、通学路沿いのブロック塀等については、老朽化の進行度合いなど状況に即した働きかけを徹底し、早期の改善を促します。

3. 計画期間の目標（R4～R7年度）

(1-1) 建築物の耐震化目標（耐震化率等）[耐震性を満たす建物数 または 通行可能な距離]

	住宅		③多数の者が利用する建築物等のうち耐震診断義務付け対象	④重要道路沿道の建築物のうち耐震診断義務付け対象 ^{※3}
	①戸建て住宅	②共同住宅		
現状 ^{※4}	約93%	約88%[約54万戸]	約93%[450棟]	約89%[289km]
目標	95%	92%[約59万戸]	95%[460棟]	92%[299km]

※3：通行障害解消率…特に重要な道路沿道の耐震診断が義務付けられている建築物が倒壊しても、道路が1車線以上の通行可能な状態を保持している道路延長距離の割合。

※4：令和3年3月時点。

(1-2) 建築物の減災対策目標

防災ベッド・耐震シェルター等設置：100件[25件/年]（H28～R2年度：45件[9件/年]）

(2) ブロック塀等の改善目標

除却および軽量フェンス・植栽等への改善：800件[200件/年]（H30～R2年度：466件[155件/年]）

4. 今後のスケジュール

- ・令和4年1月7日～2月7日：市民意見募集
- ・令和4年3月末：計画改定・公表